

平成 2 4 年 1 1 月 定例会

経 済 委 員 会 説 明 資 料

商 工 労 働 部

目 次

提出予定案件

1	その他の議案等	1
(1)	条例案	1
ア	徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	1
イ	職業能力開発促進法施行条例	2
ウ	徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	2

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（新産業戦略課）

(7) 改正の理由

徳島県立工業技術センターの高度かつ専門的な知識、技術等を生かし、適正な計量業務の確保及び充実を図るとともに、環境計量に関する機能の強化及び計測技術の高度化を推進するため、徳島県立工業技術センターに徳島県計量検定所を統合する必要がある。

(4) 改正の概要

徳島県立工業技術センターに徳島県計量検定所を統合することに伴う所要の整備を行うこととした。

徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(設置) <u>第一条 工業技術の向上とその成果の普及及び適正な計量の実施の確保を図り、本県工業の振興及び経済の発展に寄与するため、徳島県立工業技術センターを雑賀町に設置する。</u> (業務) 第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～三 (略) <u>四 計量に関する事務を行うこと。</u> 五 (略) (使用料等) 第九条 (略) 2～8 (略) <u>9 第三項から第五項まで及び前項の規定にかかわらず、第二条第四号に規定する業務に係る手数料は、徳島県商工労働関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第三十五号)の定めるところによる。</u>	(設置) 第一条 工業技術の向上とその成果の普及<u>を</u>図り、本県工業の振興及び<u>食品加工の進展</u>に寄与するため、徳島県立工業技術センターを雑賀町に設置する。 (業務) 第二条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～三 (略) <u>(新設)</u> 四 (略) (使用料等) 第九条 (略) 2～8 (略) <u>(新設)</u>

(9) 施行期日

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

イ 職業能力開発促進法施行条例（産業人材育成センター）

（ア） 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、普通職業訓練の基準等について条例で定める必要がある。

（イ） 条例の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる事項について条例で定めることとした。

- ⑦ 職業能力開発校以外の施設において行うことができる職業訓練
- ⑧ 職業能力開発校の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練
- ⑨ 普通職業訓練の基準
- ⑩ 無料とする職業能力開発校の行う職業訓練
- ⑪ 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格

（ロ） 施行期日

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

ウ 徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業人材育成センター）

（ア） 改正の理由

他県等との均衡等を勘案し、訓練生に適正な負担を求めるため、徳島県職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練に係る授業料等を徴収する必要がある。

（イ） 改正の概要

- ⑦ 徳島県職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）の入校試験を受けようとする者は、二千二百円の入校試験手数料を納付しなければならないこととした。
- ⑧ 職業能力開発校の入校の許可を受けようとする者（普通課程の普通職業訓練を受けようとする者に限る。）は、五千六百五十円の入校料を納付しなければならないこととした。
- ⑨ 職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練の訓練生は、年額十一万八千八百円の授業料を納付しなければならないこととした。

徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第一条・第二条 （略） （入校） <u>第二条の二</u> 職業能力開発校に入校することができる者は、規則で定	第一条・第二条 （略） （新設）

めるところにより知事の許可を受けた者とする。

(入校試験手数料)

第二条の三 職業能力開発校の入校試験を受けようとする者は、二千二百円の入校試験手数料を納付しなければならない。

2 修了証明書、成績証明書その他の証明書の交付を受けようとする者(訓練生を除く。)は、一通につき四百円の証明手数料を納付しなければならない。

3 前二項に規定する手数料は、出願の際、納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。

(入校料)

第二条の四 職業能力開発校の入校の許可を受けようとする者(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第九条に規定する普通課程の普通職業訓練(以下「普通課程の普通職業訓練」という。)を受けようとする者に限る。)は、規則で定めるところにより、五千六百五十円の入校料を納付しなければならない。

2 既納の入校料は、還付しない。

(授業料)

第二条の五 職業能力開発校の普通課程の普通職業訓練の訓練生は、規則で定めるところにより、年額十一万八千八百円の授業料を納付しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料の全部又は一部を免除することができる。

3 既納の授業料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その授業料の全部又は一部を還付することができる。

第三条～第九条 (略)

第三条～第九条 (略)

(ウ) 施行期日

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、②については、平成二十六年四月一日から施行する。